

会議名称		平成30年度第2回 杉並区情報公開・個人情報保護審議会会議録
日時		平成30年7月27日(金) 14時00分から15時45分まで
場所		杉並区役所 第4会議室(中棟6階)
出席者	委員	長谷川会長、石川委員、井上委員、斎藤委員、鹿野委員、増本委員、三田委員、山崎委員、横山委員、井原委員、河津委員、小林委員、島田委員、新城委員、富田委員、加藤委員、佐藤委員、水町委員、渡邊委員
	実施機関	白井国保年金課長、河合障害者施策課長、秋吉介護保険課長、塚田住宅課長、岡本区民生活部管理課長
	事務局	牧島情報・法務担当部長、吉川情報システム担当課長、高倉政策法務担当課長、馬場情報政策課長
傍聴者		0名
配布資料	事前	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資料1 杉並区情報公開・個人情報保護審議会 [制度概要・関係例規]</li> <li>・資料2 平成30年度第1回杉並区情報公開・個人情報保護審議会会議録</li> <li>・資料3 平成30年度第2回杉並区情報公開・個人情報保護審議会報告・諮問事項</li> </ul>
	当日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員名簿</li> <li>・会議次第</li> </ul>
【会議内容】		
1 平成30年度第1回会議録の確定		
2 報告・諮問事項		
番号	件名	審議結果
報告第5号	平成29年度 杉並区情報公開制度実施状況報告について	報告了承
報告第6号	平成29年度 杉並区個人情報保護制度実施状況報告について	報告了承
報告第7号	平成29年度 中央電子計算組織処理状況報告について	報告了承
報告第8号	平成29年度 小型電子計算組織利用報告について	報告了承
報告第9号	納付センターに関する業務の登録について(追加)	報告了承
報告第10号	都心身障害者医療費助成に関する業務の登録について(追加)	報告了承
報告第11号	要介護等認定に関する業務の外部結合について(新規)	報告了承
諮問第9号	介護保険情報伝送システム(小型)に記録する個人情報の項目について(新規)	決定
諮問第10号	空家等対策の推進に関する業務の目的外利用について(追加)	決定
諮問第11号	空家等対策データベースシステム(小型)に記録する個人情報の項目について(変更)	決定
諮問第12号	基幹統計調査に関する業務の外部委託について(変更)	決定
諮問第13号	個人情報保護制度の充実強化(「杉並区個人情報保護条例」の改正)について	決定



会長	<p>ただいまより平成 30 年度第 2 回杉並区情報公開・個人情報保護審議会を開会いたします。</p> <p>初めに、委員の変更について事務局から御報告をお願いします。</p>
情報・法務担当部長	<p>ただいま会長からお話ありがとうございましたとおり、委員の変更がございました。4 名の委員の変更がございましたので御紹介をさせていただきます。新しい名簿を席上に配布しております。新しい委員の名前を名簿の順にお呼びいたしますので、一言ずつ頂戴できればと存じます。</p>
委員	各委員から自己紹介
情報・法務担当部長	<p>なお、委嘱状につきましては席上に配布しておりますので御確認いただきたいと存じます。</p>
会長	次に、事務局のほうの人事異動についてのお知らせをお願いします。
情報・法務担当部長	<p>今月、人事異動がございましたので異動のあった職員を御紹介させていただきます。政策法務担当課長の高倉智史です。</p>
政策法務担当課長	高倉と申します。よろしくお願いいいたします。
会長	次に、本日、御都合により欠席される委員の方を事務局からお知らせいただきたいと思ひます。
情報・法務担当部長	<p>本日の会議につきまして、欠席される旨の御連絡がありました委員は阿部委員と柴田委員のお二人です。なお、井原委員につきましては、先ほど御案内のとおり遅れていらっしゃるという御連絡を頂戴しております。</p>
会長	それでは、資料 1 について事務局から御説明をお願いしたいと思います。
情報政策課長	資料 1 について説明する。
会長	<p>それでは議題に入ります。本日の審議の進め方ですが、次第としてお配りしてありますように、まず前回の会議録の確定を行います。その後で報告・諮問案件についての審議をしてみたいと思ひますので、よろしくお願いいいたします。</p> <p>それでは、次第の 3、資料 2 の平成 30 年度第 1 回会議録についてです。まず事務局から修正・補足等がありましたら御説明をお願いいたします。</p>
情報政策課長	<p>修正事項ですが、特段ございませんので御確認いただきたいと存じます。</p> <p>次に、新委員の皆様へ会議録の記載について御説明申し上げます。委員の皆様にお送りさせていただきました会議録につきましては、御確認しやすいように左側の発言者欄にお名前を入れて作成しております。この後、修正箇所などの御意見をいただき、確定いたしました後に、お名前を記載していない会議録を公表いたします。ホームページ等では、お名前が入っていない形での公表となっております。</p>
会長	<p>それでは、委員の皆様から、前回の会議録につきまして訂正箇所、その他の御意見等はございますか。特にないようですので、平成 30 年度第 1 回会議録につきましては確定とさせていただきます。</p> <p>次に、次第の 4 です。報告・諮問事項の審議に入ります。まず情報・法務担当部長から諮問文の読み上げをお願いします。</p>
情報・法務担当部長	諮問文を読み上げて会長に渡す。
会長	<p>ただいま、情報・法務担当部長から諮問文をお受けいたしました。</p> <p>ところで、審議の進め方につきまして、新委員の皆様へ、是非御協力をいただきたいことがございます。この審議会では審議会の意思を明確にするため、</p>

	<p>報告・諮問事項のうち諮問事項につきましては、まず御質問いただき、それが出終わった後に御意見を頂戴するという形で、質問と意見を分けて議論していきますので是非とも御協力をお願いしたいと思います。</p> <p>それでは、まず報告第5号から報告第8号について事務局から御説明をお願いします。</p>
報告第5号～第8号	
情報政策課長	報告第5号、報告第6号の案件について説明する。
情報システム担当課長	報告第7号の案件について説明する。
情報政策課長	報告第8号の案件について説明する。
会長	ただいまの御説明について御質問がある方はどうぞ。
委員	報告第5号の1ページについて確認です。情報公開請求について、平成28年は186件で、平成29年は235件ということで、件数が増えていると思うのですが、ここ数年の推移としては、増えているのか、それとも減っていたりまた昨年度だけ増えたのか、その辺の傾向はいかがでしょうか。あと、29年度で50件ほど増えていることについて、何か理由が分かっていたら教えてくださいたいと思います。
情報政策課長	一昨年が186件で、昨年は235件ですので前年度と比べて26%増となっております。その前の年は、こちらに記載がございませんが、漸増という状況です。理由といたしましては、こちらに書いておりますように昨年7月から電子申請を取り入れており、より請求者の利便性が向上したということになるかと存じます。また、区の様々な課題に対して請求をされる方が増えている状況があり、漸増している状況があるかと考えます。
委員	分かりました。情報公開請求で非公開となっているもののうち、不存在というのは請求の対象となる情報が存在しないので非公開という形になるかと思えます。それに対して、不存在以外のものが今回は3件あるのですが、例えば4ページの上から4行目では、非公開理由が法令秘となっています。法令秘とは、具体的にどのような理由なのか分かりやすく説明していただけませんか。
情報政策課長	法令の規定により公開することができないとされる情報が法令秘に該当します。
委員	ちなみに、2ページから8ページまでの処理状況の中で、決定区分が非公開のうち不存在以外のものは、3ページの66番と4ページの76番の2つしか見つけられないのですが、もう1つは何ページにありますか。
情報政策課長	申し訳ありません。すぐには見つからないので、また後ほど調べて、お答え申し上げます。
委員	分かりました。次に情報公開請求の制度についてです。この間、例えば区長の公用車の不正使用問題に関して、議会で区長の日程等について質疑があったときに、議会の場では秘書課から「毎日破棄している」という答弁があったのですが、実際に情報公開請求をしてみると、それが出てきたという事態が発生しております。役所にとって不利と思われるような情報を、区民や議会に対して隠蔽する姿勢というのは大変問題で、区民の知る権利を保障し、区政への参加を推進していくという情報公開制度の目的からも、区職員のこういった姿勢は大変問題かと思えます。区民からの要望があった場合は、あるものはあって、情報公開請求をしなければ出てこないものは情報公開請求をしてくださいと

	<p>いうように、しっかりと説明をしなければいけないと思います。こういった情報公開請求や情報を公開する姿勢についての区職員に対する指導というのは、区としてどのように行われておりますか。</p>
情報政策課長	<p>原則として全ての情報を公開する立場で申し上げております。所管との調整の結果、また様々な理由で、結果的に非公開になるケースはありますけれども、基本姿勢としては私どもでは公開するようにと指導しているところです。</p>
委員	<p>情報公開制度としてその姿勢は正しいと思うのですが、その姿勢を持たなければいけない区職員がこの情報がほしいと議会などで話題に上がっているにもかかわらず、それを毎日破棄していますとまるで隠蔽とも取れる姿勢を示しているのですよね。情報公開制度があっても、そういった隠蔽とも取れる姿勢では、やはり情報の公開はされていかないと思います。そういった区職員の姿勢を改善していかなければいけないと思うのですが、どのように考えていらっしゃいますか。</p>
情報政策課長	<p>個別の案件はここでお答えすることはできません。所管との調整の結果というように御理解いただければと思います。</p>
会長	<p>ほかに御質問はございませんか。</p>
委員	<p>報告第5号について確認です。「翌年度へ繰越」が29年度で27件あるかと思えます。繰越しの理由、あと繰越しされるものの内容の傾向などがあるかを伺います。</p>
情報政策課長	<p>繰越しされるものは、文書の特定及び可否決定について時間を要するもの、若しくは3月末に請求されたものが主でございます。</p>
委員	<p>繰越しは分かりました。もう1つ、取下げになったものもあると思うのですが、取下げをされる理由というのは大体どういうものがあるのでしょうか。</p>
情報政策課長	<p>取下げの主な理由は、情報所管課からの情報提供による対応に切り替えたものが挙げられます。所管課において全部公開での提供が可能な場合等については、情報公開請求を取り下げて、所管からより迅速に情報提供での対応を取っております。</p>
会長	<p>ほかに御質問はございますか、御質問がないようですので、報告第5号から報告第8号は、了承とさせていただきます。</p> <p>次に、報告第9号と第10号について事務局から御説明をいただきたいと思えます。</p>
<p>報告第9号・第10号</p>	
情報政策課長	<p>報告第9号の案件について説明する。</p>
情報システム担当課長	<p>報告第10号の案件について説明する。</p>
会長	<p>ただいまの説明について、御質問のある方はどうぞ。</p>
委員	<p>報告第10号について、「精神障害の状況」が個人情報の記録の内容に追加されるということですが、精神障害というのは結構複雑なもので、種類も様々あると思えますけれども、実際にはどのような内容が記録されるのでしょうか。</p>
情報システム担当課長	<p>記録させていただく内容は、福祉手帳の手帳番号や障害等級、交付年月日といった手帳の内容等についてです。</p>
委員	<p>分かりました。</p>
会長	<p>ほかに御質問はございませんか。</p>
委員	<p>関連して、報告第10号からいきたいと思えます。新たに精神障害者保健福</p>

	<p>祉手帳 1 級を所持している方の分が増えていくのかと思うのですけれども、新規の対象者は何件と想定しているのでしょうか。また現在、「都心身障害者医療費助成に関する業務」で扱っている件数は何件ぐらいなのか教えていただけますか。</p>
障害者施策課長	<p>今回、精神障害者保健福祉手帳 1 級所持者が加わりますが、今のところ、約 200 件と想定しています。また、3 月現在の交付状況ですが、全体で約 3,200 件という状況です。</p>
委員	<p>そうすると、全体で 3,400 件ほどになるということですね、分かりました。報告第 9 号について確認したいと思います。国民健康保険の資格喪失後に国民健康保険証を使用して医療機関等を受診した者に対し、一般被保険者返納金(不当利得)について納付通知書を送付すると書かれているのですけれども、期限が切れてしまうと医療機関の窓口に行っても、この保険証は使えませんかと言われることも考えられるため、納付通知書を送付するような状況は余り発生しづらいのかなと思っていました。規模で言うと 1,000 件ぐらいを想定しているということは毎年それぐらいの規模で発生しているのかと思うのですが、こういった状況で、こういう不当利得が発生するのか教えていただけますか。</p>
国保年金課長	<p>この件についての多くは、被保険者資格が切り替わった段階で発生するものになります。国保の被保険者証を所持したまま医療機関を受診したが、実際には既に別の健康保険に切り替わっていたということで、そこにタイムラグが生じてしまった場合に不当利得が発生いたします。その後適正な保険給付に切り替えるための手続を取っているところですが、なかなか返還手続に応じただけでない状況もあり、1,000 件という数字になっているものです。</p>
委員	<p>国保の制度等の部分に関わることなので、個人情報取扱いは少し違うのかもしれないのですけれども、一般被保険者返納金が発生しないスキームを作っていないと、こういった個人情報の取扱いがどんどん増えていくという状況もありますので、なるべく発生させない取組も必要だと思いますが、どのように考えていらっしゃるかお聞きしたいと思います。</p>
国保年金課長	<p>被保険者資格が変動した場合には、届出をしていただくというのが基本になりますので、なかなかシステム的に対応できていないというのが現状です。</p>
委員	<p>報告第 10 号についてですが、今回、精神障害者保健福祉手帳 1 級所持者の方々も対象になるということで、大変良かったと思っています。一方で、個人情報登録票を見ますと、性別についてなのですが、既に国の方では精神障害者の福祉手帳については性別欄が削除されたという動きもある中で、あえて個人情報登録票の中に性別を記載することの理由について、確認させてください。</p>
障害者施策課長	<p>こちらについては、現状では都の申請の様式で決まっているので、都の様式に沿った形で性別も記録しているという状況です。</p>
委員	<p>分かりました。区の裁量では及ばない範囲だと理解いたしました。一方で、既に国のほうでは性別欄が削除されていますので、是非その点は配慮をさせていただきようよろしくお願いいたします。</p>
会長	<p>ほかに御質問はございますか。</p>
委員	<p>報告第 9 号についてですが、国民健康保険の資格喪失後ということは、御本人が知っているか知らないかということは別にして、不当利得に該当するということであれば、その趣旨を強く明記して、納付期限を与えた上で納付書を交</p>

	<p>付することはやむを得ないかもしれません。その後、納付がない者に対して督促状を送付し、その督促状の対象件数が1,000件あるのですね。そういうことであれば、1,000件分の郵送料や人件費も掛かるわけですから、納付通知書を出すときに、単なる納付通知書ではなくて、それが督促を意味しており、返還しなければいけないお金ですということをしっかり明記すれば、1回の通知で済み、経費的にも抑えられるのではないかと思います。文書での通知を2回行い、なおかつ納付センターを活用して架電による納付案内を実施するとしているのですけれども、文書での通知は1回でまとめたらいかがでしょうか。</p>
国保年金課長	<p>今、委員が御指摘になられたことは、私どもも至極当然だと思っているところですが、なかなかそのように結び付いていないということが実態としてあります。実際に納付通知書を送付する際に、国民健康保険の仕組みや適正な資格に基づいて保険の給付がなされる点について御案内を個別に入れていました。また、督促状を送る際にも同様に、督促状の裏面に国民健康保険の仕組みについての御案内も入れているところです。</p> <p>ただ、御本人が忙しい等の個々の御事情があるのかもしれないのですが、なかなか納付に応じていただけない方がいらっしゃいます。私どものほうでは、御本人の同意を頂ければ保険者間の請求手続も取れるようになってきておりますので、なるべく御本人様と接触する機会を増やしていきたいということから、このような業務を納付センターに追加をさせていただきたいという趣旨です。</p>
委員	ありがとうございます。
会長	<p>ほかに御質問はございますか。ないようですので、報告第9号と報告第10号は、了承とさせていただきます。</p> <p>続いて、報告第11号、諮問第9号、諮問第10号、諮問第11号に移ります。事務局から御説明をお願いいたします。</p>
<p>報告第11号、諮問第9号 諮問第10号・第11号</p>	
情報政策課長	案件について説明する。
会長	ただいまの説明について、御質問はありますか。
委員	報告第11号及び諮問第9号についてですが、厚生労働大臣に情報提供する要介護認定情報等の項目はもう法律で決められているのですよね。そうすると、問題はデータの流し方についてだけでしょうか。
介護保険課長	そのとおりです。
委員	次に、諮問第10・11号についてですが、今までは住宅課、建築課、環境課において紙媒体で共有していたということで、それは全然問題ないと思いますが、要するに今度は内部的にどこの課でも見られるようにするということですか。
住宅課長	全ての課で見られるということではなく、現在、先ほど挙げられた3課で同じデータベースシステムを使っている中で、そのデータベースシステムの中に新たにPDFデータを記録するということになります。
委員	見られる範囲が今までと変わるということなのですか。
住宅課長	変わりません。
会長	ほかに御質問はございますか。

委員	<p>諮問第 10・11 号について、34 ページの「効果」の欄で、情報の一元管理やデータの共有と書かれていますが、これはあくまでも、この 3 課のことを指しているのでしょうか。私は民生委員をやっているのですが、杉並区の民生委員というのは 432 名で、実情を知っている者は 200 名ほどだろうと思います。高齢者や震災時に 1 人で逃げられないような方のお宅を訪問しているのですが、空き家になっている所というのもまあまあ見かけるわけです。そういった所に救援隊が行っても無駄足になるということで、私ども民生委員もチェックはしているのですけれども、この空き家の実態調査というのは、この 3 課だけではなくて、保健福祉部等の地域の共生について具体的に動いている課と共有するようなデータシステムとはならないのですか。私は個人的には大変必要なことだと思うのですけれども、民生委員から得た情報もここに載せれば、より充実したシステムとなるのかなと思うのですがいかがでしょうか。</p>
住宅課長	<p>このデータベースへの記録は、実際に現地に行ってその建物が空き家かどうかということを確認して行っています。今後、空き家を利活用するため、あるいは老朽化している空き家について、除却や適正な管理を指導・勧告をするために使っております。福祉関係の情報は、個別に対応していくことだと思います。</p>
委員	<p>空き家かどうかを確認する点だけでもデータベースで共有はできないのですか。実際に現地に行って確認しているというお話ですけれども、民生委員も現地に行って確認して、近隣の方にもお話を伺った上で支援プラン等に転記しているのです。それが共有情報としてデータに載っていかないというのは非常にもったいないと思います。区の頑強な縦割り行政の中に横串を入れるというのはなかなか難しいのかもしれませんが、参考として検討いただければと思います。</p>
住宅課長	<p>民生委員から情報を頂ければ、データベースの中にその情報を入れることは可能です。</p>
委員	<p>分かりました。</p>
会長	<p>ほかに質問はございますか。</p>
委員	<p>報告第 11 号、諮問第 9 号について確認です。外部結合記録票の提供される個人情報項目の 1 番に「被保険者(生年月日・性別)」とあるのですが、これは被保険者の氏名があって、性別と生年月日があるという意味合いですか。それとも、生年月日と性別だけで被保険者を判別することなのか、そこを確認します。</p>
介護保険課長	<p>生年月日と性別だけです。</p>
委員	<p>そうですね、調査・分析等だったら名前は必要ないのかなと思っていたので、そういう状況でよかったと思います。</p> <p>続いて諮問第 10 号・第 11 号についてです。紙媒体の謄本から PDF データにしてデータベースに入れるということで、紙媒体から PDF データへの移管作業が発生すると思うのですけれども、そういった移管作業の手順はどのように行う計画でしょうか。杉並区の職員が行うのか、どこかの会社に委託するのか、その辺はいかがでしょうか。</p>
住宅課長	<p>杉並区の職員が PDF に取ってデータ化します。</p>
委員	<p>私もシステムに携わっていた経験がありまして、こういう移管作業のときに</p>



	正しい移管ができずにミスが発生することが多々あって、トラブルが起きております。今回のように、紙媒体を読み込んでPDFにして登録していくという作業では、本来であればAという方の所に登録しなければいけないものがBという方に登録されてしまってデータに誤りが生じてしまうといったトラブルが発生しやすいかと思っておりますので、ダブルチェックをしっかりとって、トラブルが発生しないように気を付けていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。
住宅課長	重々、気を付けます。
委員	また、紙媒体から画像データに移管した後ですが、紙媒体は今後どのように管理をされるのか、その場でシュレッダー等を使用して破棄していくのか、それともどこかに保管しておくのか、いかがでしょうか。
住宅課長	今のところ、紙及びデータともに保管しておく予定になっております。
委員	紙とデータともに保管するということですか。二重管理になってしまう可能性があるのかなと思うのですが、大丈夫なのでしょうか。
住宅課長	現在は、3課で紙媒体を保管している形なのですが、今後は紙媒体を住宅課で一元的に管理する形になります。
委員	紙媒体は一元的ですけれども、情報的にはデジタル媒体と紙媒体で二元的になるので二重管理になります。紙媒体の情報が更新されたときに、デジタル媒体の情報も更新しなければいけないですし、更新等の管理が手間になるので、デジタル化したものについては基本的に破棄するほうが私はいいと思います。紙媒体及びデジタル媒体ともに管理する理由は、どういったところなのでしょう。
住宅課長	先ほど委員が言われたとおり、当面は、ダブルチェックのために2つの方法で管理していく予定です。
委員	諮問第9号について確認です。この業務は伝送システムを利用して必要なデータを厚労省に送付するというような理解で受け取ったのですがよろしいでしょうか。
介護保険課長	国保連を通じて厚労省に送信するということです。
委員	そうすると、一旦国保連に渡して、国保連がそれを再編成して厚労省に送り直すということでしょうか。
介護保険課長	国保連で一旦データを受け取って、それを集約して厚労省に送信するという流れです。
委員	承知いたしました。私が気にしたのは、転送システムの間で、国保連を経由して厚労省に行くのであれば、国保連に一時的にデータが記録されるだろうと思いましたので、その場合のデータの管理について、国保連と何らかの取決め、あるいは契約があるのかを確認したかったのです。
介護保険課長	国で決められて義務化されたものですので、これについて国保連と契約を特別結ぶといったことはありません。
委員	義務化されているのはよく分かっているのですが、国保連を通してやりなさいということも法の中あるいは規則で決められていて、そこで担保されているので、データは守られているということでしょうか。
介護保険課長	御指摘のとおりです。
委員	諮問第10・11号について、34ページの所で、今までは紙保管をして他課で

	必要な場合にはコピーの提供を受けていたと書かれているのですが、あくまでも住宅課、建築課、環境課の3課の中での話ということですか。
住宅課長	そうです。
委員	データベースシステムの中身というのは分散して、元々3課に分かれて持っているということでしょうか。
住宅課長	データ自体は1つです。
委員	そうしますと、データをどこの課が持っている、どこの課がどう出すかよく分からないのですが。私は初めて読んだときに、この3課以外の課に出してしまうという意味で読んでしまったのですが、そうではないわけですよね。
情報政策課長	補足説明をさせていただきます。元々このデータベースシステムは3課で共用しているので、今回新たに情報が記録されれば3課で共有できるということです。今までは紙媒体で3課別々に持っていました、データにしたら今度は共有できるという意味です。
委員	何をばらばらに持っていて何をデータでというのが全く分からないのですが。
情報政策課長	もともと電算に記録されていたのは、登記簿謄本等の有無ということで、何をどの課が持っているかという情報のみでしたが、それを画像データに差し替えることによって、データベースシステムから直接画像データを取り出せるということになるということです。
会長	登記簿謄本の有無ではなくて、登記簿そのものが画像に出てくると、こういう意味ですよね。
情報政策課長	そのとおりです。
会長	委員、よろしいでしょうか。
委員	はい。
会長	ほかに御質問のある方はいらっしゃいますか。質問がなければ、御意見を伺います。御意見のある方はいらっしゃいますか。
委員	<p>諮問第10号、第11号についてです。紙媒体からデジタル媒体への移管作業が発生するというので、その移管作業でミスが発生しないように、しっかりと気を付けていただきたいのと、紙媒体とデジタル媒体で二重管理になるということで、今後、最終的には紙媒体はなくなっていくものだと思いますので、その取扱いはしっかりと気を付けていただきたいという意見を申し添えまして、諮問第10号、第11号については、私は賛成の立場です。</p> <p>諮問第9号、報告第11号については、特に問題もないので賛成といたします。</p>
会長	<p>ほかに御意見はございますか。特にないようですので、報告第11号は了承、諮問第9号から諮問第11号は決定とさせていただきます。</p> <p>次に、諮問第12号について事務局より説明をお願いいたします。</p>
諮問第12号	
情報政策課長	案件について説明する。
会長	ただいまの御説明について、御質問のある方はどうぞ。
委員	確認させていただきますが、平成27年度の国勢調査のときに同様の諮問があり、この審議会で決定されていると思うのですが、その後、国勢調査において、実際に共同住宅や社会福祉法人等に委託をした件数は、どのぐらいになる

	のでしょうか。
区民生活部管理課長	国勢調査のときは16件になります。
委員	区内の共同住宅や社会福祉施設はもっとたくさんあるイメージなので、そういう意味ではすごく少ないのかと思うのですが、16件になったのは、どういった理由だったのでしょうか。
区民生活部管理課長	平成27年当時、委託が可能になった初めてのケースでしたので、そのときにどうしても委託でないと受けられないという所が、たまたま16件だったということです。その後は、例えばマンションの管理人に個人として調査員を引き受けていただいた場合、昼間にマンションの中を調査に回ると、その人は管理人として雇われているわけで、あなたは管理人なのに一体何でこんな調査をしているのですかとか、そのお金は二重払いでもらうのですかというような疑義が発生することもあり、管理会社からは、個人の調査員としてではなく、同じ管理人がやるにしても、委託でやってもらいたいという話もありました。
委員	16件ぐらいで、そういう状況があったということですね。当時の審議会の会議録を確認したところ、プライバシーマークの取得を要件とするかどうかについて、どのように検討しているかという質疑があり、それについては今後検討していきますという形だったのですが、個人情報扱う上では、プライバシーマークの取得は非常に重要だと思います。今回の外部委託では、その点について、何か検討はされているのでしょうか。
区民生活部管理課長	検討はいたしました。特にプライバシーマークを取得していなければ委託できないとはしておりません。この調査について委託する場合に、その事業者に対し説明会を行い、そこでプライバシーマークを持っている事業者にするのと同様の説明を行って、しっかり個人情報の管理を行っていただくこととしております。
委員	プライバシーマークは説明を受けただけで取れるものではないので、その説明を受けたからといって、プライバシーマークを取得している事業者と同等のレベルとはならないと思うのです。外部委託が増えれば増えるほど情報漏えいのリスクが高くなっていくと思うのですが、情報漏えいリスクについては、どのように考えていらっしゃいますか。
区民生活部管理課長	それは登録の調査員も同様ですが、そうしたことの無いように、きちんと説明会を行って、適宜、管理についての注意を促しているところです。
会長	ほかに御質問はありませんか。質問がないようですので、御意見を伺います。御意見のある方はどうぞ。
委員	できる限りプライバシーマークの取得を要件とすることが必要だと思います。先ほども言ったとおり、委託が増えれば増えるほど情報漏えいのリスクは高くなるものだと思いますので、しっかりとした対策をしないといけないと私は思っております。そういう意味では、情報漏えいリスクが高くなるという点について不安がありますので、今回の諮問第12号については、反対の意見とさせていただきます。
会長	ほかに御意見のある方はどうぞ。反対の意見がありますが、他に反対の方はおられますか。特にないようですので、諮問第12号は決定とさせていただきます。 続いて、諮問第13号について、事務局から御説明をお願いします。

諮問第 13 号

情報政策課長	案件について説明する。
会長	ただいまの説明について、質問のある方はどうぞ。
委員	この審議会でも、個人情報の漏えいについての報告が、ここ最近多くあったと思います。そこで、この間、区職員への罰則が適用されるような情報漏えいはあったのでしょうか。また、今回新設された罰則の範囲として、実施機関の職員、受託業務に従事している者や従事していた者、派遣労働者や派遣労働者であった者とありますが、そういった方々の情報漏えいで、この罰則に当てはまるようなものが過去にあったのでしょうか。
情報政策課長	罰則に至るような情報漏えいは発生しておりません。
委員	分かりました。次に、「2 改正（案）の主な内容」の（2）について、派遣労働者の受入れに伴う措置の強化ということで、派遣労働者又は派遣労働者であった者の守秘義務や罰則、個人情報保護に対する措置とありますが、現在、杉並区において派遣労働者の受入れはあるのでしょうか。また、あるとしたら、管理個人情報を扱う業務を行っているのでしょうか。
情報政策課長	派遣労働というのは一時的又は臨時的な業務が多く、特に人数の多いのは、選挙の開票事務や投票事務です。それ以外には、区民課のマイナンバーカードの交付事務等もあります。
委員	マイナンバーカードの交付事務や選挙関係の事務に関して、今までは守秘義務がない状況だったということですね。その点については、どのような認識であったのか、また、どのような指導をされていたのでしょうか。
情報政策課長	派遣労働者については、職員が直接指導監督できるという意味で、今までは定めがありませんでした。また、そういった守秘義務については、契約等で十分に担保していたということで、特に条例等では定められていませんでした。
委員	それは今までのやり方でも特に問題はなかったということだと思いますが、問題がなかったのであれば、逆説的に条例改正をする必要性は余りないのではとも思えるのですが、いかがでしょうか。
情報政策課長	この度の改正をもちまして、区の管理個人情報を扱うほとんど全ての方に守秘義務が課され、また、常勤の区職員と同等の罰則が科されることとなります。いかなる個人情報の扱いにおいても一律にその適正を確保していく意味で、派遣労働者だけを外す理由はなく、また、23 区の中では既に 8 区で、派遣労働者について同様の措置を取っておりますので、この度、派遣労働者についても加えたものです。
委員	先ほどからお伝えしているとおり、委託や派遣という形態が増えれば増えるほど情報漏えいのリスクも高まりますし、悪意を持った情報漏えい、不正な情報漏えいも考えられると思うのです。そういう意味では、今回、「業務の効率化と区民サービスの質の向上という観点から、専門定型業務の委託等民間活力の活用を積極的に推進しており、管理個人情報を取り扱う委託業務等は拡大してきている」と書かれているのですが、積極的に推進しているからこそ、情報漏えいのリスクが高まっていると私は思うのですが、どのように認識されているのでしょうか。
情報政策課長	委託や派遣だからということで高まるというわけではなくて、常勤の職員も気を緩めればそういった情報漏えいは起こしかねませんので、十分に注意を払

	<p>っていただくという意味で、条例にしっかりと明記して、区の個人情報を扱う方全員が緊張感を持って個人情報を扱うことを進めてまいりたいと考えています。</p>
委員	<p>委託や派遣だからということでそういうリスクは高まらないのだとおっしゃっていましたが、委託や派遣となると、会社や団体に帰属する意識が低くなるのは事実だと思いますし、そういったところでの情報漏えいのリスクが高まっていくという認識は持たれたほうが良いと思います。また、罰則規定を拡大されておりますが、罰則を強めたからといって情報漏えいのリスクは減るものではないと、私は思います。情報漏えいをさせないスキームや方法を考えていくことがとても重要だと思うのですが、いかがでしょうか。</p>
情報政策課長	<p>御指摘のとおりだと思います。この審議会でも御報告申し上げておりますとおり、区の職員における情報漏えいも様々発生しておりますので、再発防止ということで十分に意を用いていきたいと思っております。</p>
会長	<p>ほかに御質問はありますか。</p>
委員	<p>私も、諮問第13号について確認をさせていただきます。今回初めて、派遣労働者に対する個人情報の罰則規定が追加されるということで、派遣については今後受入れを開始するのかと考えていましたが、今のお話ですと、既にマイナンバーカード交付事務、選挙事務に従事しているということで確認をいたしました。</p> <p>そこで確認をさせていただきたいのですが、選挙の投票の場合には、短期間ということになると思うのですが、マンナンバーカード交付事務については、期間をどの程度と定めていらっしゃるのか。</p> <p>また、区の職員が直接指導できるので、これまでは個人情報保護条例の中には規定をしてこなかったということを述べていらっしゃいました。ただ、雇用期間だけではなくて、退職した後も個人情報の漏えいのリスクはあると思います。その辺りの担保はどのようにされてきたのかを確認します。</p>
情報政策課長	<p>マイナンバーカード交付事務については、交付を開始した平成28年度に9箇月程度従事していただいたと所管課からは聞いております。選挙については短期間ですが、平成19年から始めており、かなりの方数の方に従事していただいております。いずれも選挙期間中ですので、短期間の従事になります。</p> <p>退職後の守秘義務等については、契約等で十分担保してきたと考えております。</p>
委員	<p>これまで対象でなかった範囲がある以上は個人情報保護条例でしっかり規定することは必要だと私は認識しておりますので、今回このように条例の中に規定されたことは当然だと考えております。ただ気になるのは、今後更に委託業務等を拡大していくという意味で、今回の条例改正があるのではないかとも思えるのですが、その点について今後の方向性はいかがでしょうか。それだけ確認して終わります。</p>
情報政策課長	<p>行財政改革推進計画の中では、これまで、国保年金課、介護保険課、課税課等で専門定型業務の委託を進めてまいりました。今後、そういった計画の改定に伴い、様々打ち出されると思いますが、派遣業務については、臨時的、短期的な業務に限られており、今後、拡大するということはないかと考えております。</p>

会長	ほかに御質問はありますか。ないようですので質問を打ち切りまして、御意見のある方はご意見をどうぞ。
委員	<p>先ほど話題になりましたが、派遣の拡大につながるようなことがあってはいけないと思いますし、罰則規定を拡大するから、情報漏えい、それも悪意のある情報漏えいを防げるのだという視点に立たず、区役所内の仕事の進め方やスキームを検討する中で、どのように情報漏えいを防いでいくか、情報漏えいが起らない仕事のやり方をしていくかというようなところも、しっかりと考えていただきたいと思いますし、基本的には、派遣労働や委託を増やしていくことによって情報漏えいリスクが高まっていくのだという認識は持っていただきたいと思います。</p> <p>今回、守秘義務等の規定がなかった分野で、派遣の方々に対しても、そういう規定を作るという意味では必要なことと考えますので、諮問第13号については賛成という立場で意見を述べさせていただきます。</p>
会長	<p>ほかに御意見のある方はいらっしゃいますか。特にないようですので、諮問第13号は、これで決定とさせていただきます。ありがとうございました。</p> <p>それでは、ただいま御審議いただきました諮問事項について、ここで答申をしまります。事務局で答申案文をお配りしますので、内容の御確認をお願いします。</p>
(答申案文の配布)	
会長	皆さん、御確認いただけただけでしょうか。
委員	その他で、伺ってよろしいですか。
会長	この答申と関係のあることでしょうか。
委員	答申事項ではないですが、情報関係で確認したいことがあるのですが。
会長	そうしましたら、後で伺いますので少しお待ちください。それでは、この答申案文について特に御異存はないということで、この答申文を確定させていただきます。この内容でよろしいですね。
(異議なし)	
会長	それでは、答申文を情報・法務担当部長にお渡しすることにいたします。
(答申文の受領)	
会長	本日の議題は以上ですが、委員から何かお話しがあるということですのでどうぞ。
委員	<p>セクショナルには違うのかもしれませんが、証明書等を発行していただく場合に、区役所以外ですと区民事務所やコンビニで発行されているわけですが、区民事務所では、例えば印鑑登録証明書がマイナンバーカードでは発行ができないのです。ところがコンビニでは、マイナンバーカードを使って印鑑登録証明書が発行されます。マイナンバーカードを皆さん持ちましようとして推進しているにもかかわらず、マイナンバーカードが使用できない場所があるというのは、区としての対応が欠けているのではないかというのが1点です。もう1点は、コンビニにおいてマイナンバーカードで証明書等を発行することと、区役所等に出向いて証明書等を発行することを比較すれば、コンビニの方が利便性は高いと思います。そこで、コンビニではどの証明書等の発行ができ、区民事務所等と何が違うのかということをお教えいただきたいです。1つ目は、マイナンバーカードを区民事務所等でも使えるような体制づくりが欠けていること</p>

	について、2つ目は、区民事務所とコンビニとで発行できる証明書等にどのような違いがあるかについて、聞かせていただきたいです。
情報政策課長	区民課の所管ですので、正確にはお答えできないのですが、聞いているところでは、8月31日に証明書自動交付機が廃止され、9月1日以降はコンビニ交付と、区民事務所、区役所でのみ住民票、印鑑登録証明書、住民税証明書が発行できると伺っております。使えるカードとしては、基本はマイナンバーカードですが、住基カードも有効期限内しばらくは使えると伺っております。区民課であればより正確なお話ができるのですが。
会長	委員、よろしいですか。詳しくは、区民課でお聞きいただきたいと。
委員	区民課ですか。情報と名のつくセクションであるにもかかわらず、所管でないから答えられないというのは納得できないです。皆さんは情報関係の仕事をされて、区民が個人情報の取得に不自由を感じているわけですよ。それを所管でないからという意味は理解できないです。
会長	事務局から、何かありますか。
情報政策課長	区民課とは、多くの情報を共有しているのですが、お尋ねの件に関しての正確な情報は、やはり私からよりも区民課からのほうが正確にお伝えできると思います。
会長	委員、いかがでしょうか。
委員	他のセクションとして、証明書等発行業務を行っている区民課に、区民が利用しやすいように考慮するよう伝える等のアクションも起こせないのですか。
情報政策課長	今、伺った内容につきましては区民課にお伝えし、正確にお答えするようにいたしますので、よろしいでしょうか。
委員	はい、分かりました。
委員	私も疑問があります。この場は審議会であり、執行機関ではないですよ。正直に申し上げて、余りに厳格すぎるといいますか、この審議会は恐らく区民の方の意見もよく聞くためのものですよね。通常、審議会は専門家の方が入っていて、専門家の方が中心となり、しゃべることが多いことは多いのですが、審議会の場は議会ではないですから、全て手を挙げないと発言できないというのはいかがなものかと思えます。挙手をしてから発言をしなければならぬので、クロスで会話をしてはいけない感じがします。もちろん、ある程度の整理は必要ですが、他の自治体の審議会でもここまで厳密にはしてなくて、もう少しざっくばらんに区民の代表の誰々さんはいかがですかといった感じで聞いたりして進めるのです。区議会議員の方は、例えば条例改正等で携わることもあるわけですから、議会等の場で発言もできるし、別の調べ方もできるわけ。他方で、審議会は、まさに区民の方と専門家の方が個人情報についてどうなのかと話をする場だと私は思うのです。このような形でずっとやっていたら、やはり区民の代表の方は発言しにくいような気がいたします。もちろん今まで築き上げてきた形でもあると思いますが、ここまで厳格な審議会は他では余りないと思えます。
会長	委員、よろしいでしょうか。ここは会議録を残すために議案ごとに発言者の発言を整理しながら進めているのが現状です。
委員	もちろん、ほかの審議会もそうですよね。
会長	はい。ですから、好き勝手にしゃべっていいということではなく、私のほう

	<p>で議案の整理をしながら発言者に対して発言を求めています。したがって、説明者と質問者とがそこだけでやり取りされてしまうと、会議録の作成が難しくなってしまうのですね。ですから会議録としては、これは後に残るものですし、正確なものを残したいので、このようなやり取りをしております。そこは御理解いただきたいのですが。</p>
委員	<p>皆さんが納得なさっていただければ結構です。私は他の自治体のことも知っていますが、当然会議録も作成しています。</p>
委員	<p>発言しやすい雰囲気をつくっていききたいですね。</p>
会長	<p>他に何かありますか。</p>
委員	<p>先ほどの話ですが、他の審議会では、事前に送られてくる会議録に誤字脱字等の修正をして事務局に返送します。杉並区では、その分の手間が確かにはないのですよね。録音の中に名前が入っているので、基本的には会議録をすぐに作れますし、一長一短かなとも思うのですよね。実は、私も最初は違和感を覚えました。その方が会議録を作る際の作業からすれば確実です。審議会の前に事前に会議録が送られてきて、自分で修正をして返送するという1往復分の作業がないので、慣れてくればいいのかなと思います。</p>
委員	<p>発言の修正はどこでも行います。やはり、そのときに言葉足らずだったりしますので、どちらにしても修正を行うことはたくさんあると思います。言葉にして伝えるので、どうしても正確性を欠いていることや、自分で後から考えるとの外れだなとも思うこともあるので、会議録を修正することは一般的にあると思います。皆さんが納得していただければ変えなくていいと思います。ただ、私は、もしかしたら発言しにくいと思っていられる区民の代表の方が結構いらっしゃるのではないかと気がしたので申し上げました。</p>
委員	<p>一般の区民で、区議会に出ているわけでもないし、このような重々しい会議に出ることは全くないわけですね。それを何年か出席しているのですが、慣れることはないです。自分に関係する分野のことがあると、今日は質問をしなきゃと思ってくるのですが、すごく緊張してしまい、絶対的に外れなことを言っているのだろうと思いつつながら質問するわけですよ。それで、本当に自分が言いたいことを言えたかどうか分からないし、職員の方の返答もよく分からない。一般の区民にとって審議会は、本当に慣れないです。だからここに来るのは本当に苦痛です。</p> <p>文章の1つ1つがよく分からないですし、本日も介護保険のことを話されているけれども、その判定とは何だろうとか、判定は一時的なものであって、その判定の見直しはやらないのかなとか、分からないことがあるのですが、審議会では決まったものの審議をするわけですね。ですから、これがどのような意味なのかということ聞いても良いのか疑問を抱いております。絶対聞かなきゃいけないと思ったときは勇気を持って発言をしますが、本当に大変です。</p>
会長	<p>区民の代表としてお呼びいただいているので、分からないことは、どんどん御質問いただければよいと思います。</p>
委員	<p>そうなのですが、区議の方とレベルが全然違うと考えてしまっています。</p>
会長	<p>レベルは考えなくていいです。我々も、分からないことはたくさんありますので。</p>
委員	<p>言い出しにくいということですね。</p>



委員	言い出しにくいですね。
委員	最初に手を挙げて発言するのはいいと思うのですよ。もちろん会長が仕切らなければいけないのは当然です。ただ、多少の受け答えはできるほうが雰囲気的にしゃべりやすいというのはあると思うのです。
会長	分かりやすくなるようにしたいと思います。
委員	委員から非常に貴重な問題提起をしていただいたので、こうして様々な委員の方から御意見が出て、すごくよかったですと思います。 便乗して、私も御意見させていただきたいのですが、区民の方がいらっしゃって御意見をいただくということが、やはり審議会の意義であることは、私も全く同意なのです。本日も、空き家等対策データベースシステムへの民生委員が確認した空き家に関する情報の共有やマイナンバーカードと住民基本台帳カードの併存が区民の利便性を欠いているといった、区民委員からの非常に良い御質問や御意見等が出たのに、所掌ではありませんとお答えするのでは、議会答弁のような対応に区側がなっているように受け取られてしまうと思います。ですので、次回の審議会のときに回答しますとか、所管課に貴重な御意見を伝えておきますといった御答弁があっても、審議会という意味を考えるとよいのかなと思いました。
会長	ありがとうございました。他にこの際に言っておきたい方がいらっしゃいましたらお願いしたいと思います。特にありませんか。なければ、本日の審議会は、これで終了いたします。事務局で何かありましたら、お願いいたします。
情報政策課長	今いただきました貴重なご意見を踏まえ、今後は、柔軟な対応を心がけてまいりたいと思います。それでは、本日確定した平成30年度第1回審議会の会議録を事務局からお配りいたしますので、お受け取りください。 次に、次回の審議会の日程です。第3回の審議会は、平成30年11月2日金曜日午後2時からを予定しております。場所は本日と同じ、中棟6階の第4会議室の予定です。どうぞ、よろしくお願いたします。
会長	本日の審議会は、以上で終了いたします。最後に、多くの貴重な御意見を頂きまして、ありがとうございました。本日は御協力いただき、感謝申し上げます。